

調剤支払における ポイント付与についてのJACDS記者発表

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

調剤支払い時におけるポイント付与につきまして、本日の常任理事会で検討いたしました。なお、現状、医療機関におきましてクレジットカード使用が認められ、ポイント付与がされており、先般11月29日には藤井議員が国会で細川厚労大臣に調剤ポイントに関する質問を行ない、法的規定のないことが政府の公式見解として出されましたことは周知のことと思います。

本日の話し合いを行なった中で、国民の保険調剤という観点から、ポイント付与について、次の4点の意見が出されました。

1. 国民皆保険制度とポイントの観点から

保険調剤は国民の保険金や税金があてられる。個人負担は30%で、70%は公的な資金があてられている。したがって他の商品と異なり、公的薬価が定められている。この福祉としての公的健康保険制度は価格における競争になじまない。

2. 生活者における制度の信頼性の観点から

生活者にとって、A薬局とB薬局とで同じ調剤を行なった場合、A薬局は1万円支払い、B薬局では1万円支払うと1000円とか2000円とかの雑貨がもらえるとなれば、被保険者の不公平感と保険制度への不信につながるのではないか。

3. 医薬分業率および面分業推進の観点から

現在、医薬分業率は61%を超える。これを基に今後、面分業推進が期待されているところである。今、調剤報酬の大改定が行なわれようとしている現在、その論拠にポイントが理由となることは避けなければならないと考える。

4. 大幅な調剤報酬の削減により、現在の7億万枚の多くの処方せんが院内調剤に戻るようになってはならない。急激な報酬改定はドラッグストアの面分業推進に逆行する。

以上のことから、当協会の見解は次のとおりです。

1. 調剤の一部負担金のポイント付与は否定しない。
2. こうした保険制度による国民医療の維持の観点から、各社の冷静で適正な対応をお願いする。
3. 今後の調剤の進展状況を冷静に見つめ、適時、常任理事会で議論していく。また、ブロック総会等を通じて、会員との意見交換を行なっていく。

本件に関するお問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569